



2024年5月9日

各 位

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 代表執行役社長 兼 最高経営責任者
加藤 隆雄
(コード：7211、東証プライム)
問合せ先 理事 IR室長 佐々木 恵子
(TEL. 03-3456-1111)

子会社に対する訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

当社は、2024年5月8日（米国現地時間）に、米国ペンシルベニア州フィラデルフィア一般訴訟裁判所における製造物責任訴訟（以下、「本件訴訟」といいます）において、当社の子会社である Mitsubishi Motors North America, Inc.（以下、「MMNA」といいます）に対して、2024年5月6日（米国現地時間）付で1,010百万米ドルの損害賠償の支払いを命じる判決が下されたとの連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 裁判所及び判決日

(1)裁判所	米国ペンシルベニア州 フィラデルフィア一般訴訟裁判所
(2)判決日	2024年5月6日（米国現地時間）

2. MMNA の概要

(1)名 称	Mitsubishi Motors North America, Inc.
(2)所 在 地	米国テネシー州ウィリアムソン郡フランクリン
(3)事 業 内 容	自動車の販売
(4)資 本 金	398.812 百万ドル
(5)代表者の氏名	Mark Chaffin (President and CEO)

3. 訴訟を提起した者の概要

(1)氏 名	Soomi Amagasu 氏 (原告個人、及び Francis Amagasu 氏の配偶者及び代理人としての地位に基づく)
(2)所 在 地	米国ペンシルベニア州バックス郡

4. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

本件訴訟は、2017年に発生した、1992年製の Mitsubishi 3000GT の事故に関して提起されたものです。事故は、原告の夫である Francis Amagasu 氏が2車線の道路で前方の車を追い越す際にコントロールを失ったことで発生しました。事故により Francis Amagasu 氏は重症を負いましたが、原告は、その原因が当該車両の拘束システムの欠陥にあるとして、2018年11月に当社及び MMNA を被告として

各種の損害賠償を求める訴訟を提起しました。なお、訴状における原告の請求額は「5 万ドル以上」となっており具体的な金額の記載はございませんでした。2021 年 1 月には当社に対する訴えは却下され、被告は MMNA のみとなっています。

MMNA は、本件訴訟において、当該車両に欠陥はなかったとして原告と争っておりました。今般、陪審員による評決を経て、2024 年 5 月 6 日に判決が言い渡されました。

5. 判決内容

MMNA は、原告に対し、976 百万米ドルの損害賠償及び 33 百万米ドルの遅延金利を支払え。

6. 今後の見通し

当社及び MMNA としては、この判決に承服しかねるものであり、MMNA は控訴する予定です。なお、本件訴訟に関して、当社としての評価に基づき財務上の影響を見積もっておりますが、最終的な結果及び財務影響は現時点において予想困難であります。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

当社は、引き続き、法規及び安全基準に適合した車両を提供してまいります。

以 上